

担い手を育成し、農地の有効利用を

— 庄原市農地利用集積促進事業補助金 —

農林振興課農政係 ☎0824-73-1131

担い手の高齢化や米価を中心とした農産物価格の低迷などから、耕作放棄地や不作付け地などの遊休農地が増加傾向にあります。

市は、認定農業者をはじめとする集落の担い手を育成し、農用地の保全および有効利用を図るため、農地の利用集積を行う農業者に対して補助金を交付します。

補助金の概要

1. 交付対象者

- 農業委員会を通して6年以上の賃借権の設定を受けた者
- 庄原市に住所がある者
- 賃借権設定後の経営耕地面積が、2ヘクタール以上の者
- 米の生産調整の実施者



2. 補助金の額

賃借権の設定期間	補助金の額（10アール当たり）	
	田	畑（採草放牧地を除く）
① 6年以上10年未満	5,000円	2,000円
② 10年以上	10,000円	4,000円

※経営耕地面積の2ヘクタールを超える面積に、上記の表に定める額を乗じた額となります。(千円未満切り捨て)
※国・県の同種の補助金を同一時期に受けようとする農地は除きます。

3. 賃借権の設定期間の終期および補助金対象の有無

利用権設定の新規・更新の申し出をいつされても最終期日（満了日）は、1月末です。

《参考例 6年設定の場合》

利用権設定の 申出書提出日	公告（設定日）	満了日	実質期間	補助金交付 対象の有無
H19.11.16 ～H19.12.15	平成20年2月1日	平成26年 <u>1月31日</u>	6年0月	6年設定 ①交付対象
H20.2.16 ～ <u>H20.3.15</u>	平成20年5月1日	平成26年 <u>1月31日</u>	<u>5年9月</u>	6年設定* ² ①交付対象
H20.3.16 ～H20.4.15	平成20年6月1日	平成26年 <u>1月31日</u>	5年8月	補助金交付 対象外* ³

※1 利用権設定の申出書提出先は、農業委員会です。

※2 この補助事業では、端数が9カ月以上の場合は1年とみなしています。

※3 10年設定の場合は、平成20年3月15日までに利用権設定の申請書を農業委員会に提出していないと6年以上10年未満の補助金額となります。

利用権設定とは

農地を借りて経営規模を拡大したい意欲ある農業者と、高齢や勤めなどの事情で耕作できない農地所有者との間で、農地貸借などの権利（利用権）を設定し、農地の有効利用と農業の振興を図ることを目的とする事業です。

忘れていませんか？ 交付申請

7/31まで

ただいま、平成19年8月1日以降に利用権設定をした方の補助金交付申請を受け付けています。

申請書の提出は、7月31日までです。申請書は、農林振興課および各支所地域振興室にあります。お早めに提出してください。

○提出先 農林振興課農政係または各支所地域振興室